

日本肺循環学会 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称) 本会は日本肺循環学会と称し、英文では Japanese Pulmonary Circulation Society と表記する。

第 2 条 (事務所) 本会の事務所を仙台市青葉区星陵町 1-1 東北大学大学院医学系研究科循環器内科学内に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 (目的) 本会は肺循環疾患に関する様々な分野の最先端研究を統合し発展させること、その研究成果を社会に還元するためのシステムを作り実施すること、次世代を担う若手研究者を育成することをその目的とし、これらを通じて学術文化の発展に寄与する。

第 4 条 (事業) 本会は第 3 条の目的を遂行するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会・講演会などの開催
- (2) 機関誌および図書などの発行
- (3) 肺循環疾患に関する研究及び学術調査
- (4) 国内外の関連学術諸団体との連絡および協力
- (5) 新しい研究成果を社会に還元するための治験システム作りと実施
- (6) 若手研究者に対する研究奨励・助成および研究業績の表彰
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条 (会員の種類) 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 一般会員

本会の目的に賛同する医師ならびに自然科学研究者。

- (2) 名誉会員

肺循環研究・診療の進歩発展に特に功績のあった会員は細則に定めるところにより名誉会員の称号を送る。

- (3) 特別会員

本会に特に功労のあった会員は細則に定めるところにより特別会員の称号を送る。

- (4) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または法人あるいは団体。

第 6 条 (入会) 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出する。

第 7 条 (会費) 本会会員は細則に定める会費を事業年度内に納入しなければならない。

2, 既納の会費は返納しない。

3, 名誉会員, 特別会員は会費の納入を必要としない。

第 8 条 (資格喪失) 会員は次の理由により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産者もしくは準禁治産者, または破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡または法人である会員が解散したとき

- (4) 除名されたとき
- 2, 会員が退会しようとする場合は、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。
- 3, 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会の決議を経て、理事長が除名することができる。
 - (1) 本会会員としての義務に反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき
 - (3) 会費を 2 年以上滞納したとき

第 4 章 役員, 評議員, 幹事, 職員および名誉会長

第 9 条 (役員の種類) 本会は次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 理事 3 名以上の若干名
- (3) 監事 2 名
- (4) 学術集会会長 1 名

第 10 条 (役員を選任) 理事長は理事の互選により推挙し、評議員会の議を経て集会で選任する。

- 2, 副理事長は理事の中から理事長が推挙し、理事会で選任する。
- 3, 理事および監事は評議員の中から理事会で推挙し、評議員会で選任する。ただし、学術集会会長はその任期中理事を兼ねる。
- 4, 学術集会会長は評議員の中から理事会で推挙し、評議員会で選任する。
- 5, 監事は理事または当法人の職員を兼ねてはならない。

第 11 条 (役員職務) 理事長は本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2, 理事長がその職を全うできない場合は、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3, 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 4, 監事は本会の財産の状況および理事の業務執行状況を監査する。財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会、集会に報告する。そのために必要があるときは、理事会または集会を招集する。
- 5, 学術集会会長は学術集会を主催する。

第 12 条 (役員任期等) 役員任期は理事長、副理事長、理事、監事は選任の年の 9 月 1 日から 2 年間とし、再任を妨げない。ただし、選任の年および任期満了の年の年次集会在、それぞれ前事業年度内もしくは次事業年度の 9 月 1 日後に招集される場合は、それぞれの年次集会終了翌日から 2 回目の年次集会終了日までとする。学術集会会長は選任された年次集会終了翌日から最初の学術集会終了時までとし、再任を認めない。

- 2, 補欠または増員として選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3, 役員はその任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4, 役員は本会の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があったときは、その任期中であっても、理事会及び評議員会の議決により、理事長がこれを解任することができる。
- 5, 役員選任年齢、定員、欠員の場合の措置は細則に定める。

第 13 条 (評議員) 本会に評議員をおく。

- 2, 評議員は細則で定めるところにより、会員より選出し、会長がこれを任命する。
- 3, 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じて重要会務に関してこれを審議する。
- 4, 評議員の任期は選任の年の 9 月 1 日から 3 年間とし、再任を妨げない。ただし、選任の年および任期満了の年の年次集会在、それぞれ前事業年度内もしくは次事業年度の 9 月 1 日後に招集される場合は、それぞれの年次集会終了翌日から 3 回目の年次集会終了日までとする。
- 5, 評議員には前条 4 項の規定を評議員に準用する。
- 6, 評議員の定数、定年などの事項は細則で定める。

第 14 条（役員および評議員の報酬）本会の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、会務の為に要した費用は、支弁することができる。

第 15 条（職員）本会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

- 2, 職員は理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 3, 職員は有給とする。

第 16 条（名誉会長）理事会は名誉会員のなかで、本会に対して特に顕著な功績のあった者について、理事会および評議員会の議決を経て名誉会長の称号を送る。

第 17 条（顧問）顧問は理事会にて推薦、評議員会にて承認を受ける。

第 5 章 会議および学術集会

第 18 条（理事会）理事会は次の規定によって行う。

- (1) 理事会は毎年 2 回理事長がこれを招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事会の構成員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求のあったとき、あるいは監事が必要と認めて請求したときは、理事長は直ちに理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会の議長は理事長とする。
- (3) 理事会は本会の重要事項を審議し議決する。
- (4) 理事会は理事会構成員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ文書によって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
- (5) 理事会における議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (6) 緊急を要し、臨時理事会を開催する日時がないときは、書面により理事の意見を求めることができる。ただし、事後に理事会の承認を求めるものとする。
- (7) 理事長は、必要あるときは理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。
- (8) 監事は理事会に出席するものとする。
- (9) 幹事および事務局職員は、理事会に出席するものとする。

第 19 条（評議員会・会務総会）評議員会・会務総会は次の規定によって行う。

- (1) 定期評議員会は、毎年 1 回、学術集会に合わせて開催し、全会員に本会の活動全般・収支予算・収支決算に関する事項の報告をする。ただし、理事長が必要と認めたとき、および構成員数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項・目的を示しての評議員会・会

務総会の招集を請求されたときは、理事長は直ちに評議員会・会務総会を招集しなければならない。

(2) 評議員会・会務総会の議長は学術集会会長とする。

(3) 理事長は、理事会の決定事項を評議員会で報告する。

(4) 評議員会・会務総会は、理事会が必要と認めた事項を議決する。

(5) 評議員会・会務総会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ審議し議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ文書によって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

(6) 評議員会・会務総会における議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(7) 緊急を要し、臨時評議員会・会務総会を開催する日時がないときは、理事長は書面により評議員の意見を求めることができる。ただし、事後に評議員会・会務総会の承認を求めるものとする。

(8) 名誉会員、特別会員は評議員会・会務総会に出席し、意見を述べるができる。

(9) 会務総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1, 事業計画および収支予算についての事項
- 2, 事業報告および収支決算についての事項
- 4, その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会および評議員会で必要と認めるもの

第20条（学術集会）学術集会は次の規定によって行う。

(1) 学術集会は毎年1回、会務総会と同時に開催する。

(2) 開催地および開催時期については学術集会会長が定め理事会の承認を受ける。

(3) 会員は学術集会に出席し、学術集会会長の主催するところに従い研究成果を発表できる。その際、共同発表者も本会の会員でなければならない。

第21条 本会には理事会の決議により、その事業を行うために必要とする委員会を設けることができる。

- 2, 委員長および委員は評議員のうちから理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。
- 3, 委員の任期、定数、機能その他、委員会の運営に関する事項は理事会が決定する。

第6章 資産および会計

第22条（資産の構成）この法人の資産は次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第23条（資産の管理）この法人の資産は理事長が管理し、資産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金にするなど、確実な方法により理事長が保管する。

第24条（事業計画等）理事長は、会計年度毎に、当該会計年度の事業計画および収支予算を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会および評議員会の議を経て、定期会務総会で

承認を得なければならない。

第 25 条（決算）理事長は、毎会計年度終了後、事業報告、収支決算書、財産目録および貸借対照表を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会および評議員会の議を経て、定期会務総会で承認を得なければならない。

第 26 条（会計年度）本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 会則変更および解散

第 27 条（会則の変更）この会則変更するには、理事会および評議員会の議決を経た後、構成員数の 5 分の 1 以上が出席した会務総会で、出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 28 条（解散）前条の規定は、本会を解散する場合に準用する。

第 29 条（残余財産の処分）この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および評議員会の議決を経、この法人の目的に類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第 8 章 通知の方法

第 30 条（通知の方法）以下の項目は書面、電子メール、ファックスまたは機関紙の公告をもって会員に通知する。

- (1) 会務総会、評議員会、及び理事会の通知に関する事項
- (2) 会務総会、評議員会、及び理事会の議決事項
- (3) 会則の変更
- (4) その他の重要事項

第 31 条（書面表決及び表決委任）第 19 条（5）項及び第 20 条（5）項における文書は書面、電子メール、ファックスをいう。

第 9 章 総 則

第 32 条（細則）本会則の施行に必要な細則は、理事会の議を経て評議員会が定める。

附則

- 1、この会則は平成 24 年会務総会承認時から施行する。
- 2、平成 25 年 4 月 12 日 変更

日本肺循環学会会則施行細則

第 1 条（名誉会員および特別会員の推挙基準）理事長は次の基準の一をみたすものうち、肺循環研究・診療の進歩発展に特に功績のあったものを名誉会員として推挙する。

- (1) 学術集会会長を務めたもので満 65 歳に達したもの

- (2) 理事または監事を通算 6 年以上勤めたもので満 65 歳に達したもの
 - (3) その他特に名誉会員に相応しいもの
- 2, 理事長は、次の基準の一を満たすもののうち、本会に特に功労のあったものを特別会員として推挙する。
- (1) 理事または監事を務めたもので満 65 歳に達したもの
 - (2) 評議員を通算 8 年以上務めたもので満 65 歳に達したもの
 - (3) その他とくに特別会員に相応しいもの

第 2 条 (会費) 会費は次のとおりとする。

- (1) 会員年会費 5,000 円
- (2) 評議員年会費 10,000 円
- (3) 賛助会員年会費一口 100,000 円以上

2, 年度途中で入会する場合も年会費は当該年度の全額の納付を要する。また既納の年会費は返付しない。

3, 学会が認めた場合は年会費を減免することができる。

第 3 条 (理事長の欠員の場合の措置) 理事長に臨時の差し支えあるときは、予め理事会の決議により理事の中から選任した理事長代行が理事長の職務を行う。

2, 理事長に欠あるときは理事会は速やかに後任の理事長を選出し、その後最初の定期評議員会および定期会務総会で承認を受けなければならない。本項により選出された理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 (理事および監事の選任年齢および定年) 前年度末において満 65 歳に達したものは理事または監事に選出されることはできない。

2, 前年度末において満 65 歳に達した理事および監事は、その後最初の定期会務総会の終了時をもって定年とする。但し、理事長に選任された理事の定年は特にこれを定めない。

第 5 条 (学術集会会長の欠員の場合の措置) 学術集会会長に欠ある時は、理事会の議を経て理事長が代行者を委嘱する。

第 6 条 (評議員の資格) 次の全てに該当するものは評議員となる資格を有する。

- (1) 評議員に選任される時点で原則、会費を完納しているもの
- (2) 肺循環の分野での業績を有するもの
- (3) 理事、監事、名誉会員、特別会員もしくは評議員の推薦を得たもの

2, 第 1 項の規定の他、次の全てに該当するものも評議員となる資格を有する

- (1) 評議員に選任される時点で正会員であり、会費を完納しているもの
- (2) 肺循環の分野において指導的立場にあるもの
- (3) 理事のうち 2 名の推薦をえたもの

第 7 条 (評議員の定数および選任手続) 評議員の定数は正会員の概ね 10%以内とし、具体的な員数は理事会が定める。

2, 評議員選任を申請するものは、次の各号に定める書類を理事会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 業績目録

(3) 推薦状

第 8 条（評議員の選任年齢および定年）第 4 条第 1 項は評議員に準用する。

2, 前年度末において満 65 歳に達した評議員は, その後最初の定例評議員会の終了時をもって定年とする。

第 9 条（幹事の選任年齢および定年）第 4 条第 1 項は幹事に準用する。

2, 事務局幹事の定年は満 65 歳に達した日とする。

3, 学術集会幹事の定年は満 65 歳に達してから最初の学術集会の終了時とする。

第 10 条（委員会）別に定めるものの他, 本会に置く委員会は, 次の通りとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 学術委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 国際委員会
- (5) 編集委員会

附 則

1, この細則は平成 24 年会務総会承認時から施行する。

2, 平成 25 年 4 月 12 日 変更

3, 平成 25 年 6 月 22 日 変更